

平成13年度 施策別 取組方向

部局名：健康福祉部

施策番号	施 策 名		
233	生活保障の確保		
【2010年度の目標】 生活の安定や自立した生活をおくるため、生活保障を必要とする住民の実状に即した、一律ではないきめの細かい支援策が実施されています。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
-	-	—	-

1 平成11年度の取組

(1) 平成11年度の取組概要とその成果

社会的弱者である心身障害者、母子家庭、乳幼児、高齢者の医療費の軽減を図り、経済的な不安を除き適切な医療が受けられるよう福祉医療費助成を推進してきたが、見直しの必要が生じてきたため、対象者、助成範囲、本人負担等について学識経験者等にて構成する福祉医療協議会で検討を行い、制度改正方針を策定した。

また、保険財政等国民健康保険が厳しい中で、保険者に対して財政的な支援や保険の安定運営に向けての指導等の取組を続けてきた。

(2) 平成11年度の取組に対する問題点

生活保護について、平成12年度から創設される介護扶助制度の研究を行ったが、国からの情報が少なく、十分な検討が出来なかった。

福祉医療費助成制度の改革の方向はまとまったが、改革の実施に当たっては、市町村の足並みが揃うのか、県内医療機関の協力は得られるのかといった課題が多くあり、今後綿密な打ち合わせと調整が必要である。

国民健康保険関係では、医療費抑制がなかなか進まず、保険料の収納率も低下しており、医療費適正化、収納率向上対策の取組を充実する必要がある。

2 平成12年度の取組と成果見込み

介護保険法の制定に伴い介護扶助制度が創設されたことから、円滑な事業運営ができるよう努める。

福祉医療費助成では、平成13年4月の助成方法の簡素化実施に向けて市町村、関係機関と綿密に連携して、改正制度の円滑な具体化を図る。

3 平成13年度以降に向けての取組方向

平成11年度に策定した福祉医療費助成制度改革方針に従い制度改革を実施する(平成13年9月～)。